

5 障 第 632 号
令和 6 年 3 月 27 日

指定障害児通所支援事業所の管理者 様

いわき市長 内田 広之
(公 印 省 略)

通所支援計画に位置付ける支援時間及び延長時間並びに児童発達支援
における支援時間の下限について (通知)

このことについて、令和 6 年 3 月 15 日付で児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準
該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示が公布された
ことなどを受け、下記のとおり取り扱いますので、ご承知おき下さい。

記

1 通所支援計画に位置付け支援時間及び延長時間について

通所支援計画については、児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び
運営に関する基準（以下、「通所支援基準」という。）第 27 条の規定に基づき作成してい
ただいているものと存じます。今般の公布により、通所支援計画に支援時間及び延長時間
を位置付けることとなりました。ただし、通常の見直し期間（6 月に 1 回以上）を踏ま
え、令和 6 年 10 月までの間経過措置期間が設けられました。

そのため、令和 6 年 4 月以降も、通所支援計画の通常の見直しの時期までは、現行の通
所支援計画を利用していただきつつ、別紙 2 「個別支援計画別表」を活用してください。
その際、通所支援基準第 27 条の規定のうち、支給決定保護者への説明・同意・交付以外
については省略していただいて差し支えありません。支給決定保護者への説明等は必ずし
も 3 月中に実施する必要はありませんが、4 月以降の最初の利用までには実施するよう
にしてください。

2 児童発達支援における支援時間の下限について

放課後等デイサービスに加えて、児童発達支援のサービス提供において、個々の障がい
児に対するサービス提供時間は 30 分を超える必要がある取扱いへ変更となりました。し
かしながら、障害児通所支援を利用している児童の中には、その障がいの特性により徐々
に在所時間数を延ばしていくことが必要な場合も想定されます。そのため、個別支援計画
書等に基づき、市町村がその必要性を認めた場合には、30 分以下のサービス利用も可能と

されています。

つきましては、支給決定障がい児に対し、当面の間 30 分以下のサービス提供することが必要と事業所において個別支援計画に位置付けた場合は、次のとおり管轄の地区保健福祉センターの承認を得るようにしていただきますようお願いいたします。

○30 分以下のサービス提供を実施する場合のフロー

- ① アセスメント等とおし、徐々に在所時間数を延ばす必要性を確認し、個別支援計画書にその必要性を記載する。
- ② 個別支援計画書を地区保健福祉センターに提出する。
- ③ 地区保健福祉センターより承認を受けた後にケース記録等に記録し、サービスを提供する。
- ④ 30分以下の利用が不要になった場合は、地区保健福祉センターに個別支援計画書を添付し報告する。

※ 徐々に在所時間数を延ばしていく場合に認められるもので、恒常的に認めるものではありません。

※ 30分以下の療育の期間の上限は設けませんが、個々に勘案し個別支援計画書に位置付けてください。

※ 事業所単位で承認を受けていない場合は、受給者証に30分以下の療育を認める旨が記載されていても算定することはできません。

以上